

正解は…… **B**

他の本人確認書類・補完書類等の追加提示による確認、あるいは転送不要郵便の送付による確認が必要



対応のポイント

- 他の顔写真なしの本人確認書類や、公共料金領収書等の追加提示を求めて、取引時確認を行う
- その場で追加書類が提示されなければ、すぐ口座開設に応じられない。急ぎの事情があっても便宜扱いは厳禁

他方、健康保険証自体は、改正犯収法上でも本人確認書類として認められており、**C**も適切ではありません。これらの一方で、**B**は適切であり、本問の正解となります。なお、取引時確認の実務対応は、金融機関によって相当の差異があります。平成28年10月の改正前から「健康保険証は（そ

もそも）官公庁が発行していないため公的書類に該当しないし、写真貼付もない」と捉えて、他の本人確認書類や公共料金領収書の追加提示を求めている金融機関もあったはずです。それゆえに、実際の手続きは自行車のルールをきちんと把握したうえで臨んでください。

解説 & 解答

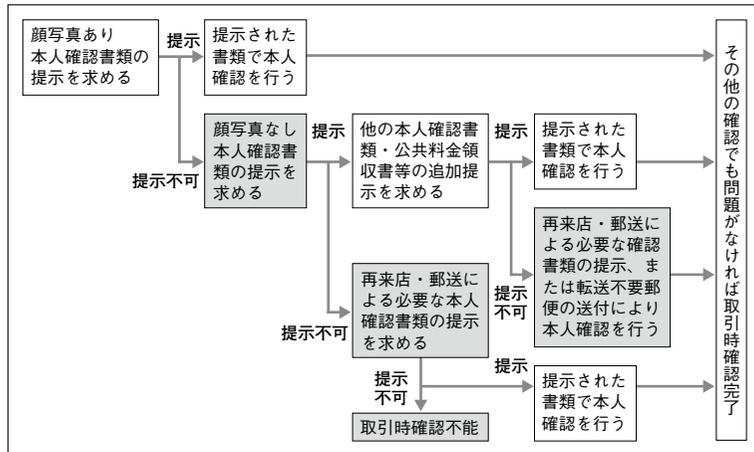
取引時確認時に各種健康保険証・年金手帳など名義人本人の顔写真がない本人確認書類を提示された場合の取扱いについては、平成28年10月施行の改正犯収法により変更されています。従前は、これらも提示のみで十分でしたが、改正後は①住民票の写しなど他の本人確認書類（顔写真がないもの）や、②現住所が記載された公共料金の領収書等の追加提示による確認が必要になりました。

また、健康保険証等の提示に合わせて③転送不要郵便で取引関係文書を送付して確認することも規定されている方法です。健康保険証のみの便宜扱いは不適切

本ケースでは、例えば図表のような手順が考えられます。前記①あるいは②が追加で提示されれば、その場で取引時確認を行うことができます。しかし、それができなければ再度の来店や郵送による追加提示を促すか、あるいは③の実施になります。Aは不適切です。

その場で取引時確認はできません。特に、③による確認の場合には、郵便物の到着まで取引時確認は完了しないため、口座の開設は不可能です。お客様が急いでいるため健康保険証のみという便宜扱いで口座開設を行ってしまうと、金融機関に求められる公平・公正の原則に反します。よって、**A**は不適切です。

●本人確認書類の提示・確認手順の例



顔写真がない本人確認書類の取扱い

クイズ **6**

顔写真がない公的書類が提示された場合はどうするの？

A 急いでいるのであれば便宜扱いとして健康保険証の提示のみで取引時確認を行う。そうすればすぐに口座開設に応じてもよい



B 他の本人確認書類・補完書類等の追加提示による確認、あるいは転送不要郵便の送付による確認が必要



C 健康保険証は本人確認書類として認められていないため、取引時確認は不可能であり、口座開設を断る



本ケースにおける正しい対応は次のA〜Cのうちどれでしょうか？

